

別紙1 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度又は暑さ指数(WBGT[Wet Bulb Globe Temperature])が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度又はWBGTが25度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

工期期間中の真夏日 = 全体工期の真夏日日数 - (年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間の真夏日)

工期 = 全体工期日数 - (年末年始休暇6日間 + 夏季休暇3日間 + 工場製作のみを実施している期間 + 工事全体を一時中止している期間)

※参考(注意) : 工場製作のみを実施している期間中の夏期休暇日は1日計上とし、重複計上はしない。

2. 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

- ・現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

$$\begin{aligned} \text{補正值 (\%)} &= \text{真夏日率} \times 1.2 \\ &= \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期} \times 1.2 \\ &\quad (\text{小数点以下第3位四捨五入}) \end{aligned}$$

- ・「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合において、補正值の加算値は最高2%とする。
- ・補正は変更契約において行うものとする。

(2) 現場管理費

- 1) - 1 『大都市等を考慮した現場管理費率の補正』を適用する場合

$$\text{対象純工事費} \times \{ (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数A}) + \text{補正值b} \}$$

- 1) - 2 『大都市等を考慮した現場管理費率の補正』を適用する場合であって、「週休2日」の達成に係る間接工事費の補正をする場合

$$\text{対象純工事費} \times [\{ (\text{現場管理費率} \times \text{補正係数A}) + \text{補正值b} \} \times \text{補正係数B}]$$

- 2) - 1 『施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正』を適用する場合

$$\text{対象純工事費} \times \{ (\text{現場管理費率} + \text{補正值a}) + \text{補正值b} \}$$

- 2) - 2 『施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正』を適用する場合であって、「週休2日」の達成に係る間接工事費の補正をする場合

$$\text{対象純工事費} \times [\{ (\text{現場管理費率} + \text{補正值a}) + \text{補正值b} \} \times \text{補正係数B}]$$

※補正係数A : 大都市等を考慮した現場管理費率の補正係数

※補正係数B : 「週休2日」の達成に係る間接工事費の補正係数

※補正值a : 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正值

※補正值b : 「熱中症対策費の補正」、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」の補正值の加算値 (最高2%)

4. 適用

本通達は、令和5年5月8日以降の空港土木請負工事積算基準を適用する工事に適用する。契約済み又は入札手続き中の工事も契約変更にて適用するものとする。

以上

別紙2 熱中症対策に資する現場管理費の補正にあたっての考え方

1. 気温・WBGTの計測方法等

(1) 計測方法

空港から最寄りの気象庁の地上気象観測所及び環境省の暑さ指数（WBGT）の観測所について【参考送付】（令和2年12月8日事務連絡）による観測所の気温及びWBGTを用いることを標準とする。なお、昼間工事と夜間工事を同期間に実施している場合は昼間作業時間帯、夜間工事のみを実施している場合は夜間作業時間帯の気温及びWBGTデータを用いることとする。

運動に関する指針			
気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が 上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・ 塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水 分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必 要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注 意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より

出典：環境省 熱中症予防情報サイト

2. 積算方法等

空港から最寄りの気象庁の地上気象観測所及び環境省の暑さ指数（WBGT）の観測所について【参考送付】（令和2年12月8日事務連絡）による観測所の気温及びWBGTデータをもとに、真夏日率を算出し現場管理費率に加算するものとする。

その他の積算方法は、別紙1の3. 積算方法等によるものとする。

3. 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、気温及びWBGTの状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等の特記仕様書等に明示するものとする。

4. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらに寄らないことができる。

以上